

**三郷市は平成30年4月1日から、
違反対象物の公表制度を開始します**

違反対象物の公表制度について

違反対象物の公表制度とは

市民の方々に建物を安心してご利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を市ホームページ等で公表する制度です。

公表制度の目的

重大な消防法令違反のある建物について、利用者等に建物に関する情報を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者に防火安全体制の確立を促すことを目的としています。

公表の対象となる建物

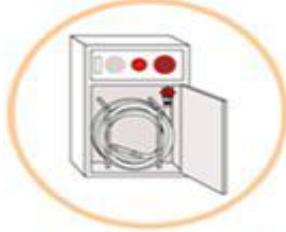
飲食店、物品販売店、ホテル等の不特定多数の人が出入りする建物や病院、社会福祉施設など避難することが難しい方が利用する建物です。

【対象となる用途】

項	該当用途例	項	該当用途例
1 項	イ 劇場、映画館等	5 項	イ ホテル、旅館
	ロ 公会堂、集会場		イ 病院、診療所
2 項	イ バー、キャバレー等	6 項	ロ 老人ホーム等
	ロ 遊技場、ダンスホール		ハ ディサービス、保育所等
	ハ 風俗営業店等		ニ 幼稚園等
	ニ カラオケボックス等	9 項	イ 熱気浴場
3 項	イ 料亭等	16 項	イ 複合用途 (特定用途部分を有するもの)
	ロ 飲食店	16 の2 項	地下街
4 項	百貨店、マーケット等	16 の3 項	準地下街

公表の対象となる重大な消防法令違反

建物の用途や面積により、消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）の設置義務があるもののうち、設置されていない違反をいいます。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

公表する内容

- ・ 建物の名称
- ・ 建物の所在地
- ・ 違反の内容
- ・ その他消防長が必要と認める事項

【公表例】

対象物名称	所在地	違反の内容
●○ビル	三郷市中央●丁目●番地	自動火災報知設備 未設置

公表の方法

市ホームページ及び消防本部ホームページへの掲載並びに消防本部及び分署での閲覧

公表の時期

消防機関の立入検査により、公表の対象となる重大な消防法令違反があると認められ、その結果を通知した日から14日経過した日においても重大な消防法令違反が認められる場合に公表します。

【問い合わせ】 予防課 TEL 048-952-1216